

令和6年度

身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象とした

四日市市任期付職員採用試験募集案内

(令和5年12月10日試験実施分)

- 1 **募集職種** 市立四日市病院任期付職員
(看護部内で事務補助・軽作業等に従事します)
- 2 **採用予定人数** 1人
- 3 **採用予定日** 令和6年4月1日
- 4 **受験資格** 次の(1)～(4)の条件を全て満たす人
 - (1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人
 - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害については、指定医によるものに限る。)
 - イ 都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳
 - (2) 令和5年11月1日現在、四日市市に住民登録をし、現に居住している人
(ただし、就学等のための一時転出者は受験可能です)
 - (3) 地方公務員法第16条(末尾参照)に定める欠格条項に該当しない人
 - (4) 外国籍の方は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
- 5 **試験日時と会場** 令和5年12月10日(日) 午前9時～(予定)
市立四日市病院 (四日市市芝田二丁目2番37号)
※試験日当日は、試験開始時間の15分前に着席すること
※鉛筆(BまたはHB)数本と消しゴムなどの筆記用具を持参すること
- 6 **試験科目** 筆記試験(教養)、小論文、適性検査、面接

7 受験手続

(1) 提出書類

① 受験申込書 1部

(病院規定用紙。3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真(30×40mm)を貼ってください。)

② 受験票 1部

(受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から離さないでください。)

③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し

(名前、住所、障害の種別、級もしくは判定区分がわかる部分)

または診断書、意見書、判定書

④ 封筒(長形3号) 2通

(2通とも宛名を明記し、84円切手を貼ってください。氏名の後に「様」を記入してください。)

⑤ 在留資格を証する書類(住民票など) 1部

(外国籍の人のみ・個人番号情報は不要です)

※受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採点に関する事務以外の目的では使用しません。

※提出書類については返却しません。

※受験申込書に虚偽の記載がされた場合には、採用が取り消される場合があります。

※車いす等を使用しているなど、受験時における配慮が必要な方は、受験申込書の特記事項の欄にその内容をご記入ください。

※最終合格発表後に、最終学歴の卒業証明書および前職歴の証明書を提出していただきます。

(2) 提出期限 令和5年11月28日(火)午後5時15分までに必着(郵送も同じ)

※受付時間は月～金曜日(祝日を除く)・・・午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

※E-mailでの申し込みは受け付けていません。郵送または下記提出先まで直接持参して申し込んでください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒510-8567 四日市市芝田二丁目2番37号

市立四日市病院 総務課 TEL (059)354-1111 内線 5213

8 試験結果通知 令和5年12月25日(月)までに郵便にて受験者宛発送予定

9 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位をお知らせします。以下のように申し出てください。

(1) 期間 試験結果通知日から1カ月間

(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

(2) 場所 市立四日市病院総務課

(3) 方法 受験者本人が、受験票または本人であることを証明する書類を持参のうえ直接申し出てください。

10 勤務条件（令和6年4月（予定））

●給与

初任給 大学卒：149,287円

短大卒：139,749円

高校卒：131,659円（金額は地域手当（10%）を含む）

※初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります（上限あり）。

※諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.4月分）などが支給されるほか、年1回昇給があります。

※民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

※「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間

①週4日・1日7.5時間（週30時間勤務）

午前8時30分～午後5時15分の勤務

（休憩：12時～午後1時、午後3時～午後3時15分）

または、

②週5日・1日6時間（週30時間勤務）

基本的に、午前9時～午後4時の勤務（休憩：12時～午後1時）

のどちらかになります。

※当日の体調に合わせて、一定の範囲で勤務時間等の変更も可能です。

☆休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

週4日勤務の人は、上記に加えて1日が週休日となります。

☆休暇 年次有給休暇など、条例で定められた休暇があります。

●任用期間 1年（更新あり。ただし、最長令和9年3月31日まで。更新は、受験資格が必要とされた手帳について、有効期限内であることを条件とします。）

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者